

公社日技第 04-16 号
2018 年 4 月 23 日

地 域 組 織 会 長 殿

公益社団法人 日本歯科技工士会
会 長 杉 岡 範 明
(公印省略)

製作技工及び製作管理に係る疑義解釈について

毎々の会務ご協力誠に深謝申し上げます。

さて、歯科点数表 第 12 部 歯冠修復及び欠損補綴の通則 5 に規定される「製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用」には、一部を除き、材料料（保険医療材料点数）は所定点数とは別に定められていることは周知の通りですが、改めて、その確認のため厚生労働省保険局歯科医療管理官へ疑義照会し回答を得ましたのでお知らせいたします。

記

(同送文書)

1. 製作技工及び製作管理に係る解釈について（疑義照会）（平成 30 年 1 月 19 日付、公社日技第 01-21 号）
2. 疑義照会に対する回答（平成 30 年 3 月 28 日付、保医発 0328 第 2 号）

以 上

公社日技第 01-21 号

平成 30 年 1 月 19 日

厚生労働省保険局医療課

歯科医療管理官

小 椋 正 之 殿

公益社団法人 日本歯科技工士会

会 長 杉 岡 範 明

製作技工及び製作管理に係る解釈について（疑義照会）

平素より特段のご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の事項につき、貴省の見解を伺いたく照会いたしますので、宜しく
お願い申し上げます。

記

（照会事項）

歯科点数表 第 12 部 歯冠修復及び欠損補綴の通則 5 に規定される「製作技工に
要する費用及び製作管理に要する費用」には、原則として材料料が含まれないと
解してよろしいか。

以 上

保医発 0328 第 2 号

平成 30 年 3 月 28 日

公益社団法人日本歯科技工士会

会長 杉岡 範明 殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官

(公 印 省 略)

疑義照会に対する回答

平成 30 年 1 月 19 日付け公社日技第 01-21 号をもって照会のあった件について、

下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり解して差し支えない。